

クリントン・ロシター著 庄子圭吾訳「立憲独裁—現代民主主義国における危機政府—」

未知谷 2006年11月1日刊を読む

立憲独裁—現代民主主義国における危機政府—

1. (1) 立憲主義的秩序の維持のために緊急事態においては一時的な権力集中の形態が不可避である
 - (2) そのような権力集中の形態を立憲独裁 (constitutional dictatorship) と呼ぶ
 - (3) 立憲独裁とは、立憲主義国家において時間的に限定された形態で行使される緊急権力およびその手続全般を表現する一般的な用語
 - (4) 立憲独裁の3つの形態
 - 執行部による独裁
 - 立法部による独裁
 - 戦時政府
2. (1) 立憲独裁の体制の特徴
 - 権力の集中
 - 権力の拡大
 - 法的束縛からの解放
- (2) 平時の権力分立制では緊急事態にうまく対応できないので、果敢な行動を実現するため「権力の集中」が必要とされる
 - 通常は個々人の自律的で自由な判断に委ねられている領域に権力の介入が認められる
 - 本来であれば当然に予定されている憲法や制定法の制限から国家権力が自由になることが多い
- (3) そもそも立憲独裁の目的は...
 - 危機を終結させること
 - 常態を回復することが、それには危険が付随している
 - (ア) 第一に、一時的な立憲体制の停止ではなく、永続的に立憲主義に反する独裁制となり、体制が根本的に変化してしまう危険性です。
 - (イ) 第二に、権力者の既得権を擁護することになってしまい、現状変革を阻害することになり易い

- (ウ)第三に、立憲独裁は永続的な政治制度や社会の構造変化をもたらす危険性があります。
- (エ)第四に、戦争、叛乱、経済危機の危険から国家を守るエネルギーは平時の立憲政府の制度にはないので、立憲政府の特徴をなす事項を緊急時に放棄することは、平時には不名誉なこととなる
- (オ)最後に、通常の職務遂行時に比べた場合、緊急時の方が公権力の個別的濫用が生じ易い

3.(1)このような立憲独裁の危険性を十分に理解した上で、それでもなお立憲独裁の必要性がある。

(2)立憲独裁の要件(11項目)

(3)立憲独裁の開始に関する三要件

- 国家および憲法秩序の維持のために絶対的に必要不可欠であること
- 開始の決定者と独裁者の任命権者とは必ず別であること
- 立憲独裁の終了の明確な条件を設定すること

(4)立憲独裁の運用に関する四要件

- 立憲主義秩序の維持という目的の正統性を具備していること
- 特定の危機を統制するために必要な範囲でのみ独裁制が採用されるべきであること
- 立憲独裁制のもとでとられる措置は立憲主義的秩序の回復を目的とするものである以上暫定的なものに限られること
- 憲法秩序を維持するという目的に照らして、立憲独裁を実施する危機政府は市民の広範な勢力の連合により形成されるべきであること

(5)立憲独裁の終結の局面での四要件

- 立憲独裁制のもとで実現された措置のすべてに責任が問われなければならないこと
- 終結についての決定権は任命権者には付与されてはならないこと
- 導入のきっかけとなった危機を超えて立憲独裁は継続してはならないこと
- 危機の終了とともに立憲独裁制開始以前の政治秩序にできるだけ忠実に復帰すること

4.(1)第二次世界大戦直後に本書を執筆した。

(2)原子力の時代に突入した立憲民主主義諸国にとってはますます深まる危機の様相のなかで立憲独裁制の必要性が増すことはあってもそれが減ずることはないであろう

(3)消極国家の時代にはもはや後戻りできないとすれば、政府の果たすべき役割は多様化し複雑化する社会状況のなかで、強力な政府の存在を単に否定すればよいということにはならない

5.(1)確かにグローバル化し相互依存化する社会では積極果敢な政府の行動が求められる

- (2) 2001年9月11日にアメリカ合衆国で勃発した同時多発テロ以後の政界情勢はあたかもロシターの予言が正しかったことを証明している
- (3) 「テロとの戦争」下の緊急状態の統制をめぐる現在もホットな論争が繰り広げられている
- (4) イェール・ロー・ジャーナル誌上で交わされた緊急権論争は今日の指導的憲法学者の間での議論であるだけに大変興味深い
- (5) この問題提起には真摯に耳を傾ける必要がある
- (6) 自由を確保しつつ安定した政府を組織することはそれほど容易なことではない
- (7) 権力は濫用されるというのが人類の長年の教訓であり、いかに権力を統制するかは古くて新しい課題であり続けている
- (8) この問いかけが今なお我々に考えるための良質の素材を提供してくれる

P6 ~ 8

[コメント]

以上の引用は本書を翻訳した庄子圭吾氏の「はしがき」であるが、本書の内容が極めてよくまとまっており、これだけでも国家緊急権の素晴らしい参考書となる。5は庄子氏による本書執筆後の問題状況。日本国憲法には、国家緊急権の規定がなく、国家緊急時の対処は憲法の委任なく法律で行われているのは憲法上問題と私は考える。国家緊急権を明確に憲法上規定するために、このロシター教授の「立憲独裁」は有益な示唆を与える。終戦記念日の8月15日にこそ、同じ歴史の誤りを繰り返さないために、このようなことを真剣に考えたい。

- 2009年8月15日林明夫記 -